

委託事業実施状況報告書（年度末実績見込み・12月10日現在）

◇事業名：令和6年度若年技能者人材育成支援等事業

◇提出者：鳥取県職業能力開発協会 鳥取県技能振興コーナー

◇契約期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

(別添-4)

実施要領	実施計画の内容	年度末見込み
<p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 都道府県単位の地域の窓口となるコーナーを設置すること。</p> <p>イ コーナーでは利用者の相談窓口として、ものづくりマイスターの認定に係る相談等、ものづくりマイスターの派遣のコーディネート及び連携会議の開催を主たる業務として行うものとする。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行うものとする。</p>	<p>1 事業の実施体制等</p> <p>(1) 地域技能振興コーナー</p> <p>ア 鳥取県職業能力開発協会に当コーナーを設置する。</p> <p>イ 相談窓口では、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した人材育成に係る取り組み方法、訓練施設、設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにもものづくりマイスター派遣のコーディネート等を行い、併せてホームページに相談コーナーを設け、リアルタイムの相談体制を構築する。連携会議は年2回開催し、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行う。</p> <p>ウ コーナーはセンターに対して、地域における事業の進捗状況、実績等必要な報告を行う。</p>	<p>ア 設置した。</p> <p>イ 詳細な事業計画を立案し的確な営業を実施し事業を推進した。</p> <p>ウ 上期・下期を通してリアルタイムに行った。</p>
<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制</p> <p>ア 地域技能振興コーナー長の配置</p> <p>イ 一般職員及び事務補佐員の配置</p>	<p>(2) 地域技能振興コーナーの事業実施体制事業を実施する事務局体制は、次項「事務局体制」のとおり、技能競技大会、技能検定をはじめ職業能力開発分野の知識、経験が豊かな職員を配置する。</p> <div data-bbox="667 1843 1217 2123" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p align="center">事務局体制について</p> <pre> graph TD A[全体責任 専務理事・事務局長] --- B[総括担当 コーナー長] B --- C[総括副担当 事務責任者] B --- D[業務担当 コーディネータ(非常勤)] B --- E[庶務・総務担当 一般職員・事務補佐員] </pre> </div>	<p>・事業推進に対して左記組織構成のもとに業務を迫行した。</p>

<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p>	<p>地域における技能振興事業の実施</p>	
<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施</p>	<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会予選の実施</p> <p>都道府県協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、次の職種について令和7年度の技能五輪全国大会の予選大会として、参加手数料を徴収し実施する。</p> <p>(ア) 対象地域は鳥取県とし、鳥取県内の高等学校・職業能力開発施設に在学中の学生または企業等に就業している者とする。</p> <p>(イ) 鳥取県職業能力開発協会との共同実施とする。</p>	<p>(ア)・(イ))</p> <p>鳥取県立鳥取湖陵高等学校から申込があり、当協会と共同で実施した。</p>
<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p>	<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 実施職種(2職種)：造園、日本料理</p> <p>開催時期：令和6年10月予定</p> <p>参加予定人数：10名程度</p>	<p>(ウ)</p> <p>a・参加は造園のみとなった。令和6年11月2日・参加者4名で実施した。</p>
<p>b 予選会の参加手数料の徴収(令和4年度から実施)</p> <p>予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。</p> <p>参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能検定実技試験受検手数料の額(若年者減免措置後の額)を参酌して定めること。</p>	<p>b 予選会参加者から、参加手数料を徴収する。</p> <p>参加手数料</p> <p>在校生：3,100円(1人あたり)</p> <p>在職者：9,200円(1人あたり)</p>	<p>b 在校生4名@3,100×4名12,400円を徴収した。</p> <p>企業・団体・高校等を巡回し参加勧奨をしたが。限られた参加者となった。</p>
<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p>	<p>当コーナーは技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会に、当該参加選手とその指導者の参加旅費及び道具等の運搬費の援助を行う。</p>	<p>・第62回技能五輪全国大会及び第19回若年者ものづくり競技大会へ参加した。</p>

	<p>(ア) 第62回技能五輪全国大会 (中小企業・学校等)</p> <p>a 参加職種：造園（2名）、 日本料理（4名）・とび（1名）</p> <p>※（ ）内は参加予定選手人数</p> <p>b 参加予定人数：選手7名・指導者5名</p> <p>(イ) 第19回若年者ものづくり競技大会 (教育訓練機関)</p> <p>a 参加職種：造園（2名） 木材加工（1名） 電子回路組立て（1名）</p> <p>※（ ）内は参加予定選手人数</p> <p>b 参加者数：選手4名・指導者4名</p>	<p>(ア) 第62回技能五輪全国大会 職種別参加選手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造園：1名（指導者1名） ・とび：1名（指導者1名） ・日本調理：1名（指導者なし） <p>(イ) 第19回ものづくり競技大会 職種別参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造園：1名（指導者1名）
<p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和6年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者150名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。</p>	<p>具体的には、令和6年度の被表彰者の紹介コンテンツのうち、被表彰者のプロフィール（入職のきっかけ等）、仕事に対する思い（やりがいや苦勞したこと）これから入職する若者に伝えたいこと及び写真（作品及び作業風景）についてセンターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出する。</p> <p>1名の該当者に対応する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰該当者なし
<p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> <p>「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和6年度新規認定を行わない。</p> <p>両事業のいずれかを認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。</p>	<p>該当事項なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・該当事項なし

<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。 (中略)</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。</p>	<p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター等候補者の掘り起こし等の情報収集を行う。</p> <p>認定登録目標数は「4名」とする。</p> <p>限られた登録者数となるため、職種を厳選した中でもものづくりマイスターの掘り起こしを行い、各技能士会、組合、団体等と連携した中で推薦により登録申請を行う。</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行う。</p>	<p>認定登録者：5名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・型枠施工：1名 ・配管：2名 ・めっき：1名 ・機械保全：1名 <p>・適切に対応した。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること（センターが定める免除基準に該当する場合を除く。）。</p>	<p>認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、センターが定める免除基準に該当する場合を除き、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知する。また、実技指導等の前には活動条件等について文書による説明を実施する。</p>	<p>・文書配付並びに対面にて説明を行った。</p>
<p>(3) 申請書類等の取りまとめ</p> <p>ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>ものづくりマイスターの認定申請を行う者に対して申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援し申請書類は当コーナーが取りまとめてセンターへ提出する。</p> <p>申請書の取りまとめに当たっては、ものづくりマイスターの認定要件等を指導・確認し、円滑な認定申請を行う。</p>	<p>・適切に認定申請を行った。</p>
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修</p> <p>ア 研修の開催頻度や時期</p> <p>年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること（ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。）。</p>	<p>新たに認定されたものづくりマイスターに対して実技指導の結果報告の作成方法等事務を含む指導技法等講習を実施する。</p> <p>ア 研修の開催頻度や時期</p> <p>年1回程度を目安に講義形式により実施する。</p> <p>実施時期を認定書授与後3ヶ月以内とし、年度内に修了認定者100%の指導体制を整える。</p>	<p>・文書配付並びに対面にて説明を行った。</p>

<p>イ 研修内容</p> <p>センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援（第2.4(2)参照）を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。</p>	<p>イ 研修内容</p> <p>必要に応じ個人情報保護、セクシヤアルハラスメント・パワーハラスメント等の防止、若年者・学生との接遇といった面の知識付与や実技指導派遣依頼元の意見等を踏まえた研修を行う。</p>	<p>・文書配付並びに対面にて説明を行った。</p>
<p>ウ 交通費の負担</p> <p>指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>ウ 交通費の負担</p> <p>指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して当協会旅費規程に基づき交通費を支給する。</p> <p>交通費の支払は、金融機関の口座への振込とする。</p>	<p>・適切に経費処理を行った。</p>
<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加</p> <p>第2.4(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。</p>	<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加</p> <p>ものづくりマイスターの参加勧奨を積極的に行う。参加するものづくりマイスターには、コーナーから謝金及び旅費を支払う。</p>	<p>積極的に募集を行ったが、参加者は「0」となった。</p>
<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について</p> <p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項については、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p>	<p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行う。</p> <p>ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法への相談援助</p> <p>イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや実技指導等の相談・援助</p> <p>ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート</p> <p>具体的には、学習内容を充実したものとするために、実技指導講習実施の必須条件として、実施前には受講者・ものづくりマイスター・当コーナーの三者で事前打合せを行い、受講者のニーズに沿った講習プログラムを構築し、実技指導講習会を実施する。</p>	<p>ア・イ 適切に指導した。</p> <p>ウ 実技指導講習会・体験教室共に実施前に事前打ち合わせを行いニーズを確認した中で学習プログラムを作成し安全面も含めた対応で授業を実施した。</p>

	<p>また、中小企業、業界団体、工業高校等学校及び学校、公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等の要請に応じて、ものづくりマイスター等の派遣を行う。</p> <p>なお、相談・援助に当たっては、次の事項に留意する。</p> <p>(ア) 実技指導に限らず、座学等の講師とすることも考える。</p> <p>(イ) 中小企業事業主の負担軽減に資するものであるため、中小企業事業主が負担することとなる諸経費については、比較的低廉な単価となるよう考える。</p> <p>協会のホームページには相談コーナーを設け、リアルタイムな窓口管理を実施する。</p>	<p>・適切な管理のもとに実施した。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業者をいう。以下同じ。）</p> <p>② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。）</p> <p>③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。）</p>	<p>(注：左記欄①～④の類型ごとに派遣目標（人日）を定め、合計人日も記載すること。)</p> <p>① 中小企業事業主へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>【指導対象】（目標）</p> <p>(ア) 企業数（中小企業）：6社</p> <p>(イ) 受講者延べ人数：120名</p> <p>(ウ) マイスター派遣延べ人日：55人日（ものづくりマイスター活動数）</p> <p>② 業界団体へものづくりマイスターを派遣する。</p> <p>【指導対象】（目標）</p> <p>(ア) 団体・組合数：14団体・組合</p> <p>(イ) 受講者延べ人数：370名</p> <p>(ウ) マイスター派遣延べ人日：111人日（ものづくりマイスター活動数）</p> <p>③ 工業高校等学校へものづくりマイスターを派遣する。</p>	<p>・精力的に巡回訪問を行ったが目標未達となった。</p> <p>(ア) 4社</p> <p>(イ) 88名</p> <p>(ウ) 46人日</p> <p>・目標未達となった。</p> <p>(ア) 11団体</p> <p>(イ) 327名</p> <p>(ウ) 78人日</p> <p>・概ね目標達成となった。</p>

<p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p>	<p>【指導対象】（目標） (ア) 学校数：6校 (イ) 受講者延べ人数：359名 (ウ) マイスター派遣延べ人日：80人日(ものづくりマイスター活動数)</p> <p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等にマイスターを派遣する。</p> <p>【指導対象】（目標） (ア) 施設数：2施設 (イ) 受講者延べ人数：40名 (ウ) マイスター派遣延べ人日：8人日(ものづくりマイスター活動数)</p>	<p>(ア) 延べ9校 (イ) 356名 (ウ) 71人日</p> <p>・ほぼ目標達成となった。</p> <p>(ア) 2施設 (イ) 37名 (ウ) 9人日</p>
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信 ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p>	<p>(注：左記欄のア、イごとに派遣目標(人日)を定め記載すること。) ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信サポステから協力要請があった際は、可能な限り協力する。</p>	<p>・要請はなかった。</p>
<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 (ア) 学校数：3校 (イ) 受講者延べ人数：112名 (ウ) マイスター派遣延べ人日：13人日(ものづくりマイスター活動数)</p>	<p>・大幅な目標達成となった。 (ア) 14校 (イ) 569名 (ウ) 102人日</p>
<p>ウ ものづくりの魅力、技術者の持つ技能を伝えるための各種大会を通じての「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>(注：大会が開催される県のみ記載すること。) 該当なし</p>	<p>・該当事項なし</p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>ものづくりマイスターの対象分野に該当しない職種の熟練技能者や、ものづくりマイスターの技能・指導レベルに次ぐ準熟練技能者を、派遣指導企業等に対し派遣指導を行い、若年技能者の育成に取り組む。</p> <p>具体的には、県技能士会連合会を4月～5月にかけて訪問し、ものづくりマイスターの対象外の職種である「日本料</p>	<p>・活動該当なし *認定登録マイスターの活動稼働数向上に注力したため。</p>

	理」・「フラワー装飾」において本事業内容を適切に説明し熟練技能者としての若年技能者への指導会ならびに地域に対しての業界活動等について積極的に支援していく。	
5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について (1) 連携会議の設置 コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。	当コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする連携会議を設置し運営する。 <連携会議構成委員> ①鳥取労働局 ②鳥取県商工労働部 ③鳥取県教育委員会 ④鳥取県中小企業団体中央会 ⑤鳥取県技能士会連合会 以上5団体で構成する。	・5団体で設置した。
(2) 連携会議の開催回数 連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。	◆ 開催回数：年間2回（6月・12月に開催する） ◆ 議 題 ア 第1回（6月開催） 令和6年度の契約仕様に基づいた事業内容及び具体的な事業推進計画の説明を行い助言や指導をいただき、より効果のある事業推進内容を決定する。 イ 第2回（12月開催） 令和6年度の事業実施状況及び次年度に向けた改善事項等を連携会議に報告し、取りまとめる。	ア 第1回連携会議・令和6年6月19日開催 イ 第2回連携会議・令和6年12月18日開催